

現代日本 生存権問題 資料集成 8



過労死・過労訴訟の地平を切り拓いた裁判資料



2021年
2月刊行

過労死・過労訴訟資料

- 全10巻+別冊1・B5判・上製本
- 定価(250,000円+税) 分売不可
ISBN:978-4-86369-600-6
- 解題:小林 修(弁護士)
田巻紘子(弁護士)
国立循環器病センター
過労死事件弁護団

すいれん舎

I 「豊橋市教員過労事件」

過労による脳出血で障害者となり、教員を免職となった鳥居健仁さんが労災認定を求めて提訴、必要な職務に関しては個別の職務命令が出されていなくても包括的な職務命令が出されたものと認められ、一審判決で勝訴、最高裁も支持し確定。

豊橋市の中学校教員鳥居健仁さんは陸上部の顧問でもあった。全国大会を目指す陸上部の活動は放課後、土日、長期休業を問わず行われた。2002年過労のため倒れ、左半身不随となり退職を余儀なくされた。その後公務災害認定を請求したが棄却されたため、名古屋地裁に提訴。一審判決は教員の部活動などの時間外活動も職務命令に基づく公務であると認定され、画期的判決を勝ち取った。最高裁も一審判決を支持し確定。

II 「トヨタ自動車内野過労死事件」

カイゼン活動を業務として認め、さらに深夜二交代勤務のストレスも正当に評価する画期的判決

2002年2月に過労死した内野健一さんの遺族がトヨタ自動車のカイゼン活動を業務として認めず、労災認定されなかったことに対して不支給の取り消しを求めて2005年9月行政訴訟を提起。名古屋地裁の判決は死亡直前1カ月の残業時間を106時間45分と判断。またカイゼン活動についても在社時間に行われれば労働時間性を肯定するのが相当とする画期的判断をした。さらに深夜二交代勤務のストレスも正当に評価され、判決は「量的及び質的に過重な業務に従事して疲労を蓄積させた上、本件災害直前において極度に強いストレスを受けたものと認められ」と述べ、労災を認定する判決となった。

III 「国立循環器病センター過労死事件」

看護労働の質的過重性を認め、過労死認定基準の門戸を広げた画期的判決

国立循環器病センターに勤務する看護師がわずか25歳で過労死。労災認定基準の発症前2カ月間ないし6カ月間に月平均おおむね80時間の時間外労働との基準を満たしていない事案であった。高裁判決は量的過重性においては月80時間には及ばない時間外勤務であっても、質的過重性との総合判断に基づき公務上と判断。量的過重性だけに偏重する認定基準のあり方の見直しを迫る画期的判決となった。国が上告をあきらめ確定。

IV 判決文のほか裁判資料を多数掲載

裁判資料は判決文のほか訴状、双方の準備書面、原告陳述書、尋問調書などを収録した。

V 原告代理人による丁寧な解題

各訴訟の原告代理人に事件の概要と裁判の今日的意義について丁寧に執筆していただいた。

豊橋市教員過労事件

年月日	資料名	発行	巻数
2008年12月2日	訴状	鳥居建仁	1
2009年1月14日	答弁書	地方公務員災害補償基金	1
2009年2月27日	原告準備書面(1)	鳥居建仁	1
2009年2月27日	第1準備書面	地方公務員災害補償基金	1
2011年2月16日	最終準備書面	地方公務員災害補償基金	1
2011年6月29日	判決	名古屋地裁	1
2011年7月13日	控訴状	地方公務員災害補償基金	2
2011年9月1日	控訴理由書	地方公務員災害補償基金	2
2011年9月26日	控訴答弁書	鳥居建仁	2
2011年11月7日	被控訴人準備書面(1)	鳥居建仁	2
2011年11月9日	第1準備書面	地方公務員災害補償基金	2
2012年7月11日	第8準備書面	地方公務員災害補償基金	2
2012年7月9日	被控訴人準備書面(4)	鳥居建仁	2
2012年10月26日	判決	名古屋高裁	2
2012年12月28日	上告理由書	地方公務員災害補償基金	2
2013年5月16日	準備書面(上告理由に対する反論)	鳥居建仁	2
2015年2月26日	決定	最高裁	2
2010年12月1日	本人調書	鳥居建仁	2
2010年9月29日	証人調書	新宮正	3
2009年9月2日	陳述書	鳥居愛子	3
2009年9月16日	意見書	新宮正	3



●完全勝訴報告集会で花束の贈呈をうける鳥居健仁さん(上) 裁判勝訴後の記念写真(下)

トヨタ自動車内野過労死事件

年月日	資料名	発行	巻数
2005年7月22日	訴状	内野博子	4
2005年9月14日	答弁書	国	4
2005年10月21日	原告第1準備書面	内野博子	4
2005年11月24日	第1準備書面	国	4
2006年6月13日	原告第10準備書面	内野博子	4
2006年6月14日	第4準備書面	国	5
2007年7月27日	最終陳述書	内野博子	5
2007年11月30日	判決	名古屋地裁	6
2007年5月25日	本人調書	内野博子	6
2002年7月1日	残業+その他の労働時間 集計表		6
2002年7月1日	前回提出した行動記録の変更内容		6
	亡くなった日に起きた仕事上の異常なトラブル		6
	同僚からの聞き取り調査で遺族として確認してほしいこと		6
2002年9月9日	藤田保健衛生大学病院 病理 黒田教授のインタビュー		6
2002年11月18日	内野健一の時間外労働の実態		6
	主人の死	内野博子	6
2002年5月2日	直属の上司であるGLとの会話内容		6
2007年5月7日	意見書	猿田正機	6



●内野健一さん労災認定勝利判決報告集会

国立循環器病センター過労死事件

年月日	資料名	発行	巻数
2005年5月25日	訴状	村上雅行外1名	7
2005年7月4日	答弁書	国	7
2006年7月11日	原告準備書面(1)	村上雅行外1名	7
2007年9月10日	最終準備書面	村上雅行外1名	8
2008年1月16日	判決	大阪地裁	8
2008年1月30日	控訴状	国	8
2008年3月26日	答弁書	村上雅行外1名	8
2008年7月17日	控訴人第1準備書面	国	8
2008年10月30日	判決	大阪高裁	8
2002年7月31日	訴状	村上雅行、村上加代子	9
2002年10月7日	答弁書	国	9
2003年2月4日	原告準備書面(1)	村上雅行外1名	9
2004年10月25日	判決	大阪地裁	9
2004年11月5日	控訴状	村上雅行、村上加代子	10
2005年3月4日	答弁書	村上雅行ほか1名	10
2007年2月28日	判決	大阪高裁	10
2007年3月9日	上告状兼上告受理申立書	村上雅行、村上加代子	10
2007年5月9日	取下書	村上雅行外1名	10
2006年11月18日	意見書(VI)	新宮正	10
2003年7月21日	村上優子看護婦のくも膜下出血による死亡に関する鑑定書	澤田徹	10
2004年5月17日	本人調書	村上雅行	10



●村上優子さん公務災害確定・勝利報告集

現代日本生存権問題資料集成6

過労死訴訟資料I

全10巻別冊1 揃本体250,000円+税 ISBN978-4-86369-569-6

解題：岡村親宜(弁護士) 松丸正(弁護士) 尾林芳匡(弁護士) 森裕典(弁護士)

*障がい者の過労死を初めて労災認定したマツヤデンキ過労死訴訟

*桐生消防職員過労死事件、大庄店員過労死事件、東和フードサービス過労死事件等を収録

既刊

現代日本生存権問題資料集成7

過労死訴訟資料II

全10巻別冊1 揃本体250,000円+税 ISBN978-4-86369-581-8

解題：水野幹男(弁護士) 岩井羊一(弁護士)

*トヨタ自動車過労自殺事件：過労自殺の判断指針の変更を迫る画期的判決

*中部電力過労自殺事件：パワーハラスメントによる精神障害について業務起因性が認められた判決

刊行にあたり、編集に参加した立場から、日本社会における「過労死」の特徴と歴史、本資料集の特徴と刊行の意義について述べる。

1 日本社会の働き方として特筆される「過労死」

過労死とは、過労により人間の生態リズムが崩壊して、生命維持機能が破綻をきたした致命的な極限状態、と定義してきた。脳疾患・虚血性心疾患が早くから問題とされてきたが、近時は精神障害や自殺が増加している。喘息等の呼吸器疾患、潰瘍、脳症なども争われてきた。疾患による死亡の場合のみでなく、過労運転による死亡事故なども含めて救済の努力がなされてきた。死亡事案のみでなく重度障害を負った場合についても、過労死の一種として取り組まれてきた。

このように「過労死」は、特定の疾患名を指す臨床的な用語ではなく、原因と結果とに着目した社会的な用語である。

過労死の実情は、日本社会のあり方を強く映してきた。日本の法制としては、憲法が生存権(25条)と勤労の権利や労働条件の法定(27条)、労働基本権(28条)を定め、労働基準法、労働組合法、最近の労働契約法が具体化している。これにより労働条件の基準を、はたらく者の健康で文化的な生活を保障する観点で法律により定めようとした。また労働組合の団結権・団体交渉権・団体行動権を保障し使用者・事業者と対等な立場に立たせることを通じて、労働者の地位と労働条件を維持向上させようとしている。

しかし実際の日本社会では、こうした法の予定する規制は十分に発揮されず、長時間労働や職場のストレスが蔓延し、過労死が多発してきた。労働基準法は労使協定により上限のない長時間労働を許容する途を許してきた。労働組合が労働条件を規制するための活動や組織が十分でない事例も多く、積極的に労働条件の規制を実現しようとする労働組合が労働組合法による十分な保護を受けられない事例もみられる。公務部門では労働基本権も法律により制限されてきた。

2 過労死救済の経緯と救済拡大の歴史

長時間労働と過労死による疾患・死亡の事例や労働災害としての労働者災害補償保険制度による救済の取り組みは、早くから取り組まれてきた。

(1) 救済手続きのあらまし

民間企業の労働者は「労働者災害補償保険法」の活用である。これは業務に起因する傷害や疾病に際し、使用者の過失や資力を問わずに、労働者と家族の生活を保障するため、簡易迅速な定額の給付を受けうることにした、社会保険制度である。被災労働者本人または死亡の場合に遺族が請求し、労働災害と認めれば、事業所を管轄する労働基準監督署長(国の厚生労働省の機関)が所得補償(死亡の場合遺族補償給付、生存の場合休業補償給付)や葬祭料・療養補償を支給する。労働基準監督署長が労働災害であることを否定して不支給処分をすると、都道府県ごとの労働基準局に所属する労災保険審査官に対する審査請求、労働保険審査会に対する再審査請求を経て、労働基準監督署長の不支給処分の取消を求める行政訴訟を提起することになる。

地方自治体の公務員の場合には、地方公務員災害補償法という、公務に起因する傷害や疾病に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体に代わって補償を行う基金の制度がある。所属組織を通して都道府県ごとの地方公務員災害補償基金支部長に対して公務災害認定請求をし、公務上の災害と認定されれば民間と同様の支給がされ、公務外認定処分を受けたときは、各都道府県ごとの地方公務員災害補償基金支部審査会への審査請求、地方公務員災害補償基金審査会への再審査請求を経て、行政訴訟を提起する。国家公務員の場合には人事院の所管する類似の手続きがある。

こうした行政上の救済をめぐる手続きの他に、民間労働者と公務員とを問わず、裁判所に民事損害賠償請求訴訟を提起することも行われてきた。これは、違法行為により損害が発生したとして裁判所の判決を求めるものであるが、労働契約上の安全配慮義務を怠った、あるいは民法上の不法行為や国家賠償の形式をとる。

(2) 労災認定基準とその推移の歴史

行政上の救済は、労働災害と認める場合についての認定基準が行政通達として発せられ、その基準に該当するかめぐり争われてきた。そしてその基準は、行政訴訟の判決や医学的知見の進歩により、改訂されてきた。過労死である脳・心臓疾患の労災認定基準は1961年にはじめてできた。当時の

基準は、直前か当日に災害と言えるような特別な異常な出来事があったときに限定されていた。この基準は災害主義と批判された。

次は1987年通達である。これは、直前か当日に異常な出来事のある場合だけでなく、発症前1週間に普段の2倍程度の過重な労働をしたときにも労働災害とするというものである。過労死救済の拡大が期待された。この基準改訂を受け、大阪過労死問題連絡会が初めて「過労死110番」に取り組み、翌1988年に初めて全国いっせいで過労死110番が取り組まれ、テレビでも報道され、電話相談が鳴りやまない状態であった。過労死弁護団全国連絡会議も1988年に発足した。KAROSHIが国際語になり、「過労死元年」とも言われる。

ところが、1987年通達のもとでは、労災認定はさほど拡大しなかった。年間の認定件数が30件程度の状態が続き、少ないときで19件という年もあった。当時の労働省は秘密の研修マニュアルを作成し、発症直前1週間に1日でも休日を取得していたら労働災害であることは否定して業務外の認定をして不支給処分をせよと指導していた。1990年代前半は多くの労災申請が退けられた。それでも過労死家族の会・弁護団・医師・支援者らは、事件の取り組みとともに、各地で「過労死を考える集い」などを開催し、毎年「過労死110番」の実施や厚生労働省・地公災基金への認定基準改訂要請行動を繰り返していった。

1995年に通達の一部改定され、発症前1ヶ月について付加的な事情として考慮されるようになった。それでもさほど認定は広がらなかった。

過労自殺についての著名な電通事件の判決が出て(地裁1996年高裁1997年最高裁2000年)、1999年に精神障害・自殺についての判断指針が設けられた。

2001年、東京海上横浜支店長付運転手事件等の最高裁判決を受け、1ヶ月あたりの時間外労働時間が週40時間を基準として45時間を超えるほど発症の危険が高まるとの専門検討会議報告書を経て、脳・心臓疾患の労災認定基準は抜本的に改定され、発症直前1ヶ月あたり100時間、2~6ヶ月間の平均時間外労働時間が1ヶ月あたり80時間を超えると労災とする基準となった。これを受けて脳・心臓疾患の年間の労災認定件数は300件を超えた。2017年度の時点で年間に300件前後となっている。

精神障害・自殺の判断指針は2009年に心理的負荷を伴う出来事を補充する改定をされ、2011年の労災認定基準で、1ヶ月160時間、2ヶ月120時間、3ヶ月100時間、中程度の心理的負荷を伴う出来事と100時間、という現行のものとなった。2017年度の時点で、精神障害・自殺の労災認定件数は年間400件前後となっている。

3 本資料集刊行の経過と意義

本資料集は、こうした過労死救済の拡大の歴史を、実際の事件資料の保存を通して記録し、国内外で同種の事案の救済をさらに拡大し、また過労死の発生と拡大を防止するために企画された。

(1) 本資料集の趣旨と特色

本資料集は、過労死の判例形成において重要な事件を選び、可能な限り実際の事件と訴訟の内容にせまることのできる資料を網羅することに努めた。救済を求める過労死遺族・原告側の代理人弁護士の協力のもとで、裁判資料の中から、原告側と被告側の準備書面をはじめ、陳述書・証人尋問調書・医学意見書など、さまざまな裁判資料を収録している。

(2) 本資料集刊行の位置づけ

生存権裁判資料集に寄せられた井上英夫金沢大学名誉教授の「刊行によせて」にある通り、この資料集は「権利のための闘争」としての社会保障裁判をとり上げることを通して、資料集に収録された諸資料に込められた、人々の血と汗による「努力の成果」を記録するものとなっている。本資料集は、わが国の内外において過労死の救済を拡大し、また過労死を防止していくための、研究や社会運動はもちろん、基本的人権保障を使命とすべき、行政、立法、司法の各部門においても、国づくり・政策づくりの方向と内容を示す材料にもなるものと考えている。

4 本資料集の内容

本資料集の内容は、事件ごとに差異はあるが、おおむね次のようなもので構成されている。

(1) 裁判記録(訴状・準備書面(一部)・証拠資料・意見書・尋問調書・判決等)はできるだけ時系列順に配列し、裁判の推移と結果が理解できるように努めた。

(2) 担当弁護士による「解題」を付して、それぞれの事件の意義や特徴を解説することとした。

本資料集が広く活用され、過労死の救済の拡大や過労死の防止のための社会運動や政策形成に役立てられることを願ってやまない。

《本シリーズの全体構成》

【既刊】

1部 ● 生存権と社会保障裁判

1期 **生存権訴訟資料1** 加藤訴訟、中嶋訴訟、柳園訴訟
全9巻 揃本体250,000円 刊行2013年2月

2期 **生存権訴訟資料2** 高訴訟、林訴訟 ほか
全10巻 揃本体250,000円 刊行2014年1月

3期 **生存権訴訟資料3** 朝日訴訟
全9巻 揃本体250,000円 刊行2015年2月

4期 **生存権訴訟資料4** 堀木訴訟
全7巻 揃本体240,000円 刊行2016年1月

5期 **生存権訴訟5** ALS24時間介護訴訟ほか
全10巻 揃本体250,000円 刊行2016年11月

2部 ● 生存権の新たな展開

6期 **過労死訴訟資料I** マツヤデンキ過労死事件ほか
全10巻 揃本体250,000円 刊行2019年2月

7期 **過労死訴訟資料II** トヨタ自動車、中部電力事件
全10巻 揃本体250,000円 刊行2019年8月

8期 **過労死・過労訴訟資料** 循環器病センター、過労教員被災事件、トヨタ自動車
全10巻 揃本体250,000円 刊行2021年2月

【刊行予定】

9期 **過労死訴訟資料IV**
全10巻 揃本体250,000円 刊行2022年6月

《販売対象》

- **社会福祉学部** 社会保障、社会福祉、ソーシャルワーク、高齢者福祉、障害者福祉
- **法学部** 社会保障法、社会政策、行政法、憲法、人権法、労働法、行政訴訟
- **経済学部** 公共経済学、社会保障、社会政策
- **社会学部** 社会運動、貧困問題、都市社会学
- **人間学部** 社会福祉
- **生活科学部**
- **保健系学部** 公衆衛生学

推薦者 (五十音順)

- **井上英夫** (金沢大学名誉教授)
- **金井幸子** (愛知大学准教授)
- **川村雅則** (北海学園大学教授)
- **黒田兼一** (明治大学名誉教授)
- **脇田滋** (龍谷大学名誉教授)
- **和田肇** (名古屋大学名誉教授)

株式会社 すいれん舎

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-14-3-601

TEL.03-5259-6060 FAX.03-5259-6070

E-mail masato@suirensha.jp

取扱店